

○桐生市宅地造成等規制法施行細則

(平成6年3月23日 桐生市規則第18号)

改正 平成12年3月24日規則第29号 平成18年10月11日規則第84号

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)及び宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(証明書等の様式)

第2条 法第6条第1項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)に規定するその身分を示す証明書は身分証明書(様式第1号)とする。

[平18規則84・一部改正]

(許可申請書の添付書類)

第3条 法第8条第1項本文の規定による宅地造成に関する工事(以下「工事」という。)の許可を受けようとする者は、許可申請書に省令第4条に規定する図面のほか次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げるものについては、工事を施行しようとする土地が他人の土地である場合に限り、第3号に掲げるものについては、工事を行う土地が農地である場合に限る。

- (1) 工事を施行する土地の登記事項証明書
- (2) 土地所有者の土地使用承諾書(様式第2号)
- (3) 農地転用許可書
- (4) 公図
- (5) 工事管理者及び主任技術者の氏名を記載した書類
- (6) 工事工程計画書
- (7) その他市長が必要と認める書類

[平18規則84・一部改正]

(地位の承継)

第4条 法第8条第1項本文の許可を受けた工事(以下「許可工事」という。)の完了前に、法人の合併又は相続等により当該許可を受けた造成主の地位を承継した者は、遅滞なく承継届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

[平18規則84・一部改正]

(国又は都道府県の協議)

第5条 法第11条の規定により国又は都道府県(群馬県は除く。)が市長と協議をしようとするときは、協議書(様式第4号)に省令第4条に規定する図面を添えて提出するものとする。

(工事計画変更の届出)

第6条 造成主は、許可工事の完了前に許可工事の計画を変更しようとするときは、当該変更工事に着手する前に宅地造成工事計画変更届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(異動等の届出)

第7条 造成主は、許可工事の完了前に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 造成主、工事施行者又は工事設計者について、異動を生じ、又は住所の変更があったとき 異動等届(様式第6号)
- (2) 許可工事の中止、再開、又は全部若しくは一部の廃止をしようとするとき 宅地造成工事中止等届(様式第7号)

(緊急措置)

第8条 造成主は、許可工事について、災害が発生し、又は他に危害を及ぼすおそれが生じた場合は、直ちに必要な措置をとるとともに、その旨を文書により、速やかに市長に届け出なければならない。

(標識の掲示)

第9条 造成主は、許可工事の着手の日から完了の日までの間、当該工事現場の見やすい場所に標識(様式第8号)を掲示しておかなければならない。

(工事施行状況の報告)

第10条 法第8条第1項本文の規定による許可を受けた造成主は、擁壁又は排水施設に係る工事が次の各号に掲げる工程に至ったときは、それぞれ当該各号に掲げる事項を明らかにした資料に写真を添えて、その旨を市長に報告しなければならない。

(1) 床堀が完了したとき 寸法形状及び位置

(2) 配筋が完了したとき 寸法及び位置

(3) く体工事の工程が、2分の1に達したとき 断面及び背面の寸法、形状並びに位置

[平18規則84・一部改正]

(工事の一部完了検査)

第11条 市長は、許可工事の一部が完了し、その工事に係る宅地が次の各号のいずれかに該当する場合において、造成主が宅地造成工事一部完了検査申請書(様式第9号)を提出したときは、当該許可工事の一部について、工事の完了検査を行うことがある。

(1) 当該宅地が分割が可能であり、かつ、分割された宅地のそれぞれが独立して使用に供し得るとき。

(2) 当該宅地を分割することによって他の宅地の災害防止上支障がないとき。

2 市長は、前項の規定により工事の完了検査を行った結果、法第9条第1項の規定に適合していると認めるときは、当該許可工事に係る造成主に対し、宅地造成工事一部完了検査済証(様式第10号)を交付する。

(技術的基準の特例)

第12条 市長は、政令第15条第1項の規定により、災害防止上支障がないと認められる土地において、政令第6条の規定による擁壁の設置に代えて次の各号に掲げる工法による措置をとることがある。

(1) 間知石空積み工その他の空積み工

(2) 積み苗工

(3) 前各号のほか、市長が適当と認める工法

[平18規則84・一部改正]

(工事の届出書の添付書類)

第13条 省令第29条の届出書には、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる図面等を添えなければならない。

(1) 法第15条第1項の規定による届出の場合

ア 付近見取図

イ 工事計画平面図

ウ 工事計画断面図(構造物に係るものを含む。)

(2) 法第15条第2項による届出の場合

ア 付近見取図

イ 土地利用計画平面図

ウ 除却する擁壁又は排水施設の位置及び詳細図

(3) 法第15条第3項の規定による届出の場合

- ア 付近見取図
- イ 土地利用計画平面図
- ウ 土地利用計画断面図
- エ 農地転用許可書
- オ 公図
- カ 土地の登記事項証明書
- キ 土地所有者の土地使用承諾書(様式第2号)
- ク その他市長が必要とするもの

[平18規則84・一部改正]

(手数料)

第14条 許可を受けようとする者は、桐生市手数料条例(平成12年桐生市条例第2号。以下「市条例」という。)許可申請手数料を当該許可申請の際に市に納付しなければならない。

[平12規則29・一部改正]

(手数料の減免)

第15条 市長は、公益上必要があると認める場合、又は災害その他特別の理由があると認める場合は、市条例に規定する許可申請手数料を減額し、又は免除することがある。

[平12規則29・一部改正]

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月24日規則第29号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月11日規則第84号)

この規則は、公布の日から施行する。